

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成25年10月30日（平成25年（行情）諮問第485号）及び
平成26年1月17日（平成26年（行情）諮問第10号）

答申日：平成29年3月1日（平成28年度（行情）答申第756号及び同第
757号）

事件名：「平成21年8月24日安全部会（平成21年）（第6回）議事録」
等の一部開示決定に関する件

「平成21年6月19日宇宙開発委員会安全部会（平成21年）
（第4回）議事録の非公開の部分及び資料」等の一部開示決定に関
する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書63（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣及び文部科学大臣臨時代理国務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成25年6月7日付け24受文科開第3656号及び同年8月19日付け25受文科開第955号による各一部開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

(1) 異議申立書1（平成25年（行情）諮問第485号）

ア 文書1内の発言の一部の非開示処分について

(ア) 処分庁が挙げる非開示処分の理由

処分庁は、文書1内の発言の一部について、情報収集衛星の運用の実態を推定させる発言や衛星軌道を推定させる発言があり、これらを公にすることにより、情報収集衛星に対する電波妨害によって衛星軌道の操作などを可能にさせるおそれがあり、国の安全が害されること、他国との信頼関係を損なうおそれがあること、国の事務

事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、同種の内容について審議が行われる際、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることを理由として、法5条3号、5号及び6号に基づき不開示とする（資料甲1及び甲2）。

しかしながら、以下のとおり、上記不開示処分には理由がない。

(イ) 情報収集衛星の運用の実態を推定させる発言や衛星軌道を推定させる発言ではないこと

処分庁が非開示とする文書1の7頁及び8頁の部分は、その前後の開示部分の文脈からして、H-11（以下「H-II」という。）Bロケット試験機の射場整備作業中の「警戒区域」に関する質疑であることは明らかである（資料甲2）。

したがって、この非開示部分には、「警戒区域」の範囲に関する発言が存在するのみで、処分庁が非開示の理由として挙げる「情報収集衛星の運用の実態を推定させる発言や衛星軌道を推定させる発言」は含まれていない。

よって、処分庁が不開示の理由として挙げる事由が存在しないことは明らかであり、文書1の7頁及び8頁部分の不開示処分に理由はない。

(ウ) 国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとはいえないこと

A 法5条3号の「国の安全が害されるおそれがある」とは、単に国内の治安の維持を意味するのではなく、それを越えた、「国の防衛」に関わる事項のみを意味する（資料甲3の2）。

また、法5条3号の「相当の理由がある」と評価されるためには、開示した場合にどのような危害が生じるのかを特定して説明をし、その説明について相当の理由があることが必要である（資料甲3の3）。

その際、「国の安全」とか「外交関係」といった抽象的な利益では不十分であり、具体的な説明が必要である（資料甲3の3）。

B ところが、処分庁は、非開示の理由として、「議事録の中の発言の一部に、情報収集衛星の運用の実態を推定させる発言や衛星軌道を推定させる発言があり、これらを公にすることにより、情報衛星に対する電波妨害によって衛星軌道の操作などを可能にさせるおそれがある」旨、抽象的な説明をするのみである（資料甲1）。

この点、処分庁が挙げる「情報衛星に対する電波妨害による衛星軌道の操作」は、「国の防衛に関わる事項」ではないから、

そもそも法5条3号の非開示事由に該当しない。

また、電波妨害や衛星軌道の操作が、本件文書の開示により、どのようにして可能になるのか、電波妨害や衛星軌道の操作により、どのようにして「国の防衛」が害されるのかについて、具体的な説明は全くなされておらず、法5条3号の国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき「相当の理由」があるともいえない。

C したがって、法5条3号の「国の安全が害されるおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報」とは認められず、不開示処分に理由はない。

(エ) 他国との信頼関係を損なうおそれがあるとはいえないこと

A 処分庁は、法5条3号の「他国の信頼関係を損なうおそれ・・・があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当するとして、一部不開示とする(資料甲1)。

B この点、上記のとおり、「相当の理由がある」と評価されるためには、開示した場合にどのような危害が生じるのかを特定して説明をし、その説明について相当の理由があることが必要である(資料甲3の3)。

その際、「国の安全」とか「外交関係」といった抽象的な利益では不十分であり、具体的な説明が必要である(資料甲3の3)。

ところが、処分庁は、「他国との信頼関係を損なうおそれがあります」と抽象的な説明をするのみで、具体的な説明は一切ない(資料甲1)。

C したがって、法5条3号の「他国の信頼関係を損なうおそれがあると認めることにつき『相当の理由』がある情報」とは認められず、不開示処分に理由はない。

(オ) 国の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないこと

A 法5条6号の不開示事由「国の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」について、「支障」は名目的なものではなく、実質的なものであることが必要である。また、「おそれ」については、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要である(資料甲3の4)。

B ところが、処分庁は、「国の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と、名目的、抽象的に説明するのみで、国の事務事業に生じる「支障」の実質的内容について一切説明をしない。

また、処分庁は、本件文書の開示により、どの程度、国の事務事業の適正な遂行に支障が生じるのかについて、一切示しておらず（資料甲1）、抽象的な可能性について示すのみである。

C したがって、法5条6号の「国の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」とは認められず、不開示処分に理由はない。

(カ) 同種の内容について審議が行われる際、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはいえないこと

A 法5条5号は、会議の過程で出された「意見」について、責任を問われることがないよう保証することによって、自由な活発な議論を確保しようとしたものである。

したがって、法5条5号が適用されるのは、「意見」に関わる情報についてのみである（資料甲3の5）。

B この点、本件において、処分庁が不開示としたのは、「情報収集衛星の運用の実態を推定させる発言や軌道衛星を推定させる発言」である。これは、「意見」ではなく、「事実」に過ぎない。

したがって法5条5号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報」には該当せず、不開示処分に理由はない。

イ 文書2内の発言の一部の不開示処分について

(ア) 処分庁が挙げる非不開示処分の理由

処分庁は、「警戒区域の範囲に関する発言があり、これらを公にすることにより、射場整備作業中の妨害行為につながる可能性があり、国の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、今後、同種の内容について審議が行われる際、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことを理由に、法5条5号及び6号に基づき不開示とする（資料甲1及び甲4）。

しかしながら、以下のとおり、上記不開示処分には理由がない。

(イ) 国の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないこと

A 処分庁は、警戒区域の範囲に関する発言が公表されると、射場整備作業中の妨害行為につながるとする（資料甲1）。

B しかし、「警戒区域の範囲」が明らかにされなくとも、射場は、当然に明らかになっているから、「警戒区域の範囲」が公表されることと射場整備作業中の妨害行為とは全く無関係である。

したがって、本件文書の開示により、射場整備作業中の妨害行

為が生じることはあり得ない。

「警戒区域の範囲」が公にされることが、射場整備作業中の妨害行為につながらないことは、そもそも「警戒区域の範囲」が公表されていることから明らかである。

すなわち、処分庁が述べるように、仮に「警戒区域の範囲」に関する発言を公開すると射場整備中の妨害行為につながるのであれば、「警戒区域の範囲」について、公表はなされていないはずである。

ところが、実際には、「警戒区域」については、文部科学省により公表されており、「警戒区域」を公表することに、何らの問題もないことを自ら認めている（資料甲5）。

C したがって、「警戒区域の範囲」に関する発言を公表しても、射場整備作業中の妨害行為、その他の問題は一切存在せず、不開示処分に理由はない。

(ウ) 同種の内容について審議が行われる際、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはいえないこと

A 前述のように、法5条5号は「意見」に関わる情報にしか適用されない。

B この点、処分庁が開示とするのは、「警戒区域の範囲」に関する発言であって、「事実」に過ぎず、「意見」ではない。

したがって、法5条5号「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報」には該当せず、上記不開示処分に理由はない。

(2) 異議申立書2（平成26年（行情）諮問第10号）

処分2は、次のとおり違法不当である。

ア 文書3ないし文書6のうち、議事録の一部及び資料の一部について

(ア) 処分庁が挙げる不開示処分の理由

処分庁は、文書3ないし文書6のうち、議事録の一部及び資料の一部について、警戒区域の範囲に関する発言及び記述、飛行安全及び地上安全に関する具体的な発言及び記述、情報収集衛星の運用実態の推定につながる発言及び記述があり、これらを公にすることにより、射場整備作業及び打ち上げの安全確保に対する妨害のおそれ及び今後の安全保障上の情報収集活動に支障をきたすおそれがあり、国の安全が害されるとともに、他国との信頼関係を損なうおそれがあることを理由として、法5条3号に基づき不開示とする（資料甲1）。

しかしながら、以下のとおり、上記不開示処分には理由がない。

(イ) 上記不開示処分に理由がないこと

A 処分庁が挙げる法5条3号の「国の安全が害されるおそれがある」とは、単に国内の治安の維持を意味するのではなく、それを超えた、「国の防衛」に関わる事項のみを意味する（資料甲2の2）。

また、法5条3号の「相当の理由がある」と評価されるためには、開示した場合にどのような危害が生じるのかを特定して説明をし、その説明について相当の理由があることが必要である（資料甲2の3）。

その際、「国の安全」とか「外交関係」といった抽象的な利益では不十分であり、具体的な説明が必要である（資料甲2の3）。

B この点、処分庁は、「警戒区域」、「事故等の場合のロケットを落下させる射点からの範囲」、「ロケット搭載保安物等の搭載物」、「ガス拡散通報連絡範囲」、「H-II Bロケットの落下予測点軌跡及び落下限界線」について、不開示としている。

C しかし、これらの情報と、「国の防衛」や、「他国との信頼関係」との関係は、全く不明である。処分庁は、開示した場合に、「国の防衛」や、「他国との信頼関係」に、どのような危害が生じるのかを特定して説明すべきであるが、その説明は一切ない。

D 実際、これらの情報は開示されており（資料甲3）、このことから、開示しても「国の防衛」や、「他国との信頼関係」が害されないことが裏付けられている。

しかも、これらの不開示情報は、そもそも、公にすることが予定されている情報である。したがって、開示することで「国の防衛」や「他国の信頼関係」が害されることはあり得ない。

すなわち、例えば、「警戒区域」は、その範囲について立入りが規制され、立札、ポスターによる表示等が行われる（資料甲3）。

E また、「ガス拡散通報連絡範囲」も、その範囲については、事前の安全対策として、町役場を含めた通報連絡体制の整備等が実施されるほか、事故時には拡散予測範囲内の人に対して屋内退避等の連絡等が行われる（資料甲3）。

F 「ロケット搭載保安物等の搭載物」、「H-II Bロケットの落下予測点軌跡及び落下限界線」についても、公にされ、安全のための注意喚起がなされている（資料甲3）。

このように、不開示とされている情報は、公にすることが予定され、むしろ、公にすることが国民の安全に資するものである

から、不開示に理由がないことは明白である。

(ウ) 以上より、法5条3号の「国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報」とは認められず、不開示処分に理由はない。

イ 文書7ないし文書15について

(ア) 処分庁が挙げる不開示処分の理由

処分庁は、文書7ないし文書15のうち、資料の一部について、次の理由により、不開示とする(資料甲1)。

「資料の一部に、警戒区域の範囲に関する記載、飛行安全及び地上安全に関する具体的な記載、情報収集衛星の運用実態の推定につながる記載があり、これらを公にすることにより、射場整備作業及び打ち上げの安全確保に対する妨害のおそれ及び今後の安全保障上の情報収集活動に支障をきたすおそれがあり、国の安全が害されるとともに、他国との信頼関係を損なうおそれがあるため、法5条3号にもとづき不開示とする」(資料甲1)

しかしながら、以下のとおり、上記不開示処分には理由がない。

(イ) 上記不開示処分に理由がないこと

A 処分庁は、「警戒区域」、「ロケット搭載保安物等の搭載物」、「ガス拡散に係る通報連絡範囲及び落下限界線」、「ロケットの落下予測点軌跡と3 σ 分散範囲」について、不開示としている。

B しかし、上記ア同様に、これらは、国の防衛や、他国との信頼関係とは無関係である。処分庁は、開示した場合にどのような危害が生じるのかを特定して説明すべきであるが、その説明は一切ない。

C 上記ア(イ)Dに同じ。

D 上記ア(イ)Eに同じ。

E 「落下限界線」、「ロケットの落下予測点軌跡と3 σ 分散範囲」についても、公にされ、安全のための注意喚起がなされている(資料甲3)。

このように、不開示とされている情報は、公にすることが予定され、むしろ、公にすることが国民の安全に資するものであるから、不開示に理由がないことは明白である。

(ウ) したがって、法5条3号の「国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報」とは認められず、不開示処分に理由はない。

ウ 文書16のうち資料の一部について

(ア) 処分庁が挙げる不開示処分の理由

処分庁は、文書16のうち資料の一部について、資料の一部に、

警戒区域の範囲に関する記載があり、これらを公にすることにより、射場整備作業に対する妨害を受けるおそれがあり、国の安全が害されるとともに、他国との信頼関係を失うおそれがあることを理由として、法5条3号に基づき不開示とする（資料甲1）。

しかしながら、以下のとおり、上記不開示処分には理由がない。

(イ) 上記不開示処分に理由がないこと

A 処分庁は、「警戒区域の範囲に関する記載」について、不開示としている。

B しかし、これまで記載したとおり、「警戒区域」は、国の防衛や、他国との信頼関係とは無関係である。処分庁は、開示した場合にどのような危害が生じるのかを特定して説明すべきであるが、その説明は一切ない。

実際、「警戒区域」は開示されており（資料甲3）、このことから、開示しても「国の防衛」や、「他国との信頼関係」が害されないことが裏付けられている。

しかも、「警戒区域」は、その範囲について立ち入りが規制され、立札、ポスターによる表示等が行われる（資料甲3）。

つまり、「警戒区域」は、そもそも、公にすることが予定され、むしろ、公にすることが国民の安全に資するものであるから、不開示に理由がないことは明白である。

(ウ) したがって、法5条3号の「国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報」とは認められず、不開示処分に理由はない。

エ 文書17ないし文書26のうち資料の一部について

(ア) 処分庁が挙げる不開示処分の理由

処分庁は、文書17ないし文書26のうち資料の一部について、資料の一部に、警戒区域の範囲に関する情報、地上安全に関する具体的記載及びロケットに搭載する保安物の詳細についての記載があり、これらを公にすることにより、射場整備作業に対する妨害を受けるおそれがあり、国の安全が害されるとともに、他国との信頼関係を損なうおそれがあることを理由として、法5条3号に基づき不開示とする（資料甲1）。

しかしながら、以下のとおり、上記不開示処分には理由がない。

(イ) 上記不開示処分に理由がないこと

A 処分庁は、「警戒区域の範囲」、「保安物（射場内）の最大貯蔵量」、「ロケット等搭載用保安物概要」について、不開示としている。

B しかし、これまで記載したとおり、「警戒区域の範囲」、「保

安物（射場内）の最大貯蔵量」，「ロケット等搭載用保安物その他の搭載物」は，国の防衛や，他国との信頼関係とは無関係である。処分庁は，開示した場合にどのような危害が生じるのかを特定して説明すべきであるが，その説明は一切ない。

C 上記ア（イ）Dに同じ。

D また，「保安物（射場内）の最大貯蔵量」，「ロケット等搭載用保安物概要搭載保安物等の搭載物」についても，公にされ，安全のための注意喚起がなされている（資料甲3）。

このように，不開示とされている情報は，公にすることが予定され，むしろ，公にすることが国民の安全に資するものであるから，不開示に理由がないことは明白である。

（ウ）したがって，法5条3号の「国の安全が害されるおそれ，他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報」とは認められず，不開示処分に理由はない。

オ 文書27ないし文書33のうち資料の一部

（ア）処分庁が挙げる不開示処分の理由

処分庁は，文書27ないし文書33のうち資料の一部について，資料の一部に，警戒区域の範囲に関する情報，飛行安全及び地上安全に関する具体的な記載があり，これらを公にすることにより，打ち上げの安全確保に対する妨害を受けるおそれがあり，国の安全が害されるとともに，他国との信頼関係を損なうおそれがあることを理由として，法5条3号に基づき不開示とする（資料甲1）。

しかしながら，以下のとおり，上記不開示処分には理由がない。

（イ）上記不開示処分に理由がないこと

A 処分庁は，「警戒区域」，「保安物（射場内）の最大貯蔵量」，「ロケット搭載用保安物概要」について，不開示としている。

B しかし，これまで記載したとおり，「警戒区域」，「保安物（射場内）の最大貯蔵量」，「ロケット搭載用保安物概要」は，国の防衛や，他国との信頼関係とは無関係である。処分庁は，開示した場合にどのような危害が生じるのかを特定して説明すべきであるが，その説明は一切ない。

C 上記ア（イ）Dに同じ。

D また，「保安物（射場内）の最大貯蔵量」，「ロケット搭載保安物概要」についても，公にされ，安全のための注意喚起がなされている（資料甲3）。

このように，不開示とされている情報は，公にすることが予定され，むしろ，公にすることが国民の安全に資するものであるから，不開示に理由がないことは明白である。

(ウ) したがって、法5条3号の「国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報」とは認められず、不開示処分に理由はない。

カ 文書34ないし文書44のうち資料の一部について

(ア) 処分庁が挙げる不開示処分の理由

処分庁は、文書34ないし文書44のうち資料の一部について、資料の一部に、警戒区域の範囲に関する情報、飛行安全及び地上安全に関する具体的な記載があり、これらを公にすることにより、打ち上げの安全確保に対する妨害を受けるおそれがあり、国の安全が害されるとともに、他国との信頼関係を損なうおそれがあることを理由として、法5条3号に基づき不開示とする(資料甲1)。

しかしながら、以下のとおり、上記不開示処分には理由がない。

(イ) 上記不開示処分に理由がないこと

A 処分庁は、「警戒区域」、「保安物(射場内)の最大貯蔵量」、「ロケット搭載用保安物概要」について、不開示としている。

B 上記オ(イ)Bに同じ。

C 上記ア(イ)Dに同じ。

D 上記オ(イ)Dに同じ。

(ウ) したがって、法5条3号の「国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報」とは認められず、不開示処分に理由はない。

キ 文書45ないし文書50のうち資料の一部について

(ア) 処分庁が挙げる不開示処分の理由

処分庁は、文書45ないし文書50のうち資料の一部について、資料の一部に、警戒区域の範囲に関する情報、飛行安全に関する具体的な記載があり、これらを公にすることにより、打ち上げの安全確保に対する妨害を受けるおそれがあり、国の安全が害されるとともに、他国との信頼関係を損なうおそれがあることを理由として、法5条3号に基づき不開示とする(資料甲1)。

しかしながら、以下のとおり、上記不開示処分には理由がない。

(イ) 上記不開示処分に理由がないこと

A 処分庁は、「警戒区域」について、不開示としている。

B 上記ウ(イ)Bに同じ。

(ウ) したがって、法5条3号の「国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報」とは認められず、不開示処分に理由はない。

ク 文書51ないし文書59のうち資料の一部

(ア) 処分庁が挙げる不開示処分の理由

処分庁は、文書51ないし文書59のうちの資料の一部について、資料の一部に、警戒区域の範囲に関する情報、地上安全に関する具体的な記載及びロケットに搭載する保安物の詳細についての記載があり、これらを公にすることにより、射場整備作業に対する妨害を受けるおそれがあり、国の安全が害されるとともに、他国との信頼関係を損なうおそれがあることを理由として、法5条3号に基づき不開示とする（資料甲1）。

しかしながら、以下のとおり、上記不開示処分には理由がない。

(イ) 上記不開示処分に理由がないこと

A 処分庁は、「警戒区域」、「保安物（火薬類、高圧ガス及び危険物）（射場内）の最大貯蔵量」、「ロケット等搭載用保安物概要」について、不開示としている。

B しかし、これまで記載したとおり、「警戒区域」、「保安物（火薬類、高圧ガス及び危険物）（射場内）の最大貯蔵量」、「ロケット等搭載用保安物概要」は、国の防衛や、他国との信頼関係とは無関係である。処分庁は、開示した場合にどのような危害が生じるのかを特定して説明すべきであるが、その説明は一切ない。

C 上記ア（イ）Dに同じ。

D また、「保安物（火薬類、高圧ガス及び危険物）（射場内）の最大貯蔵量」、「ロケット搭載保安物概要」についても、公にされ、安全のための注意喚起がなされている（資料甲3）。

このように、不開示とされている情報は、公にすることが予定され、むしろ、公にすることが国民の安全に資するものであるから、不開示に理由がないことは明白である。

(ウ) したがって、法5条3号の「国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報」とは認められず、不開示処分に理由はない。

ケ 文書60ないし文書62のうちの資料の一部について

(ア) 処分庁が挙げる不開示処分の理由

処分庁は、文書60ないし文書62のうちの資料の一部について、資料の一部に、警戒区域の範囲に関する情報、地上安全に関する具体的な記載があり、これらを公にすることにより、打ち上げの安全確保に対する妨害を受けるおそれがあり、国の安全が害されるとともに、他国との信頼関係を損なうおそれがあることを理由として、法5条3号に基づき不開示とする（資料甲1）。

しかしながら、以下のとおり、上記不開示処分には理由がない。

(イ) 上記不開示処分に理由がないこと

- A 処分庁は、「警戒区域」，「保安物（火薬類，高圧ガス及び危険物）（射場内）の最大貯蔵量」について，不開示としている。
- B しかし，これまで記載したとおり，「警戒区域」，「保安物（火薬類，高圧ガス及び危険物）（射場内）の最大貯蔵量」は，国の防衛や，他国との信頼関係とは無関係である。処分庁は，開示した場合にどのような危害が生じるのかを特定して説明すべきであるが，その説明は一切ない。
- C 上記ア（イ）Dに同じ。
- D また，「保安物（火薬類，高圧ガス及び危険物）（射場内）の最大貯蔵量」についても，公にされ，安全のための注意喚起がなされている（資料甲3）。

このように，不開示とされている情報は，公にすることが予定され，むしろ，公にすることが国民の安全に資するものであるから，不開示に理由がないことは明白である。

- (ウ) したがって，法5条3号の「国の安全が害されるおそれ，他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報」とは認められず，不開示処分に理由はない。

コ 文書63のうちの資料の一部について

(ア) 処分庁が挙げる不開示処分の理由

処分庁は，文書63のうちの資料の一部について，議事録の一部に，警戒区域の範囲に関する記載，飛行安全に関する具体的な記載，情報収集衛星の運用実態の推定につながる記載があり，これらを公にすることにより，射場整備作業及び打ち上げの安全確保に対する妨害のおそれ及び今後の安全保障上の情報収集活動に支障をきたすおそれがあり，国の安全が害されるとともに，他国との信頼関係を損なうおそれがある。また，このことにより，本来の利用目的を達成できなくなる可能性があり，国の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに，今後，同種の内容について審議が行われる際，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることを理由として，法5条3号，5号及び6号に基づき不開示とする（資料甲1）。

しかしながら，以下のとおり，上記不開示処分には理由がない。

(イ) 上記不開示処分に理由がないこと

- A 処分庁は，「警戒区域」について，不開示としている。
- B 上記ウ（イ）Bに同じ。
- C したがって，法5条3号の「国の安全が害されるおそれ，他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報」とは認められず，不開示処分に理由はない。

D また、処分庁は、法5条5号も根拠とするが、同号は、会議の過程で出された「意見」について、責任を問われないように保証することによって、自由な活発な議論を確保しようとしたものである。したがって、同号が適用されるのは、「意見」に関わる情報についてのみである（資料甲2の5）。

この点、本件において、処分庁が不開示としたのは、「警戒区域の範囲に関する記載」、「飛行安全に関する具体的な記載」、「情報収集衛星の運用実態の推定につながる記載」である。これは、「意見」ではなく、「事実」に過ぎない。

したがって法5条5号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報」には該当せず、不開示処分に理由はない。

E さらに、処分庁が挙げる法5条6号の不開示事由「国の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」についても、「支障」は名目的なものではなく、実質的なものであることが必要である。また、「おそれ」については、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要である（資料甲2の4）。

ところが、処分庁は、「今後の安全保障上の情報収集活動に支障をきたすおそれがある」、「本来の利用目的を達成できなくなる可能性があり、国の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と、名目的、抽象的に説明するのみで、国の事務事業に生じる「支障」の実質的内容について一切説明をしない。

また、処分庁は、本件文書の開示により、どの程度、国の事務事業の適正な遂行に支障が生じるのかについて、一切示しておらず（資料甲1）、抽象的な可能性について示すのみである。

したがって、法5条6号の「国の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」とは認められず、不開示処分に理由はない。

(3) 意見書1（平成25年（行情）諮問第485号）

処分1は、次のとおり違法不当である。

ア 文書1内の発言の一部の非開示処分について

(ア) 上記(1)ア(ア)に同じ。

(イ) 上記(1)ア(イ)に同じ。

(ウ) 国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとはいえないこと

A 上記(1)ア(ウ)Aに同じ。

B ところが、文部科学省は、理由説明書等において、非開示の理

由として、「発言の一部には、情報収集衛星の運用の実態を推定させる情報が含まれており、これらの情報を公開することにより、敵対勢力から対抗・妨害措置を講じられる等、情報収集衛星による今後の安全保障上の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるとともに、他国との信頼関係を損なうおそれがある」旨、抽象的な説明をするのみである（資料甲1）。

この点、本件文書の開示と今後の安全保障上の情報収集活動への支障の具体的な関連性、その支障の具体的内容等、どのようにして「国の防衛」が害されるのかについて、具体的な説明は全くなされておらず、法5条3号の国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき「相当の理由」があるといえない。

C したがって、法5条3号の「国の安全が害されるおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報」とは認められず、不開示処分に理由はない。

(エ) 他国との信頼関係を損なうおそれがあるとはいえないこと

A 文部科学省は、法5条3号の「他国の信頼関係を損なうおそれ・・・があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当するとして、一部不開示とする（資料甲1）。

B この点、上記のとおり、「相当の理由がある」と評価されるためには、開示した場合にどのような危害が生じるのかを特定して説明をし、その説明について相当の理由があることが必要である（資料甲3の3）。

その際、「国の安全」とか「外交関係」といった抽象的な利益では不十分であり、具体的な説明が必要である（資料甲3の3）。

ところが、文部科学省は、理由説明書等において、「ひいては我が国の安全が害されるとともに、他国との信頼関係を損なうおそれがある」旨結論を述べるのみで、具体的な説明は一切ない（資料甲1）。

C したがって、法5条3号の「他国の信頼関係を損なうおそれがあると認めることにつき『相当の理由』がある情報」とは認められず、不開示処分に理由はない。

(オ) 国の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないこと

A 上記(1)ア(オ)Aに同じ。

B この点、文部科学省は、理由説明書等において、「警戒区域は、

事故等の影響を最小限にするため関係者以外の立入規制を行う区域であり、同区域に一般人の立入りがあると射場整備作業を含む一切の作業ができなくなり、結果、全作業の実効が妨げられることになる」と説明をする。

しかし、「警戒区域」とは、関係者以外の立入規制を行う場所である（資料甲6の2頁）。立入規制を行うためには、警戒区域を公にする必要があるから、当然、一般に公開することが前提となっている。実際、警戒区域については、保安主任が指定又は許可した者以外の立入りは全て禁止されるとともに、要所に警備員を配置して警戒が行われるとされている（資料甲5の3頁）。

また、警戒区域は、整備作業期間中のものも含めて、計算式とともに、公開されている（資料甲5の2頁及び11頁）

このように、整備作業期間中も含めて、警戒区域は、公開することが前提となっているし、実際に公開されているものであり、このことは、それを公開しても、国の事務事業に生じる「支障」が存在しないからである。

それにもかかわらず、文部科学省は、国の事務事業に支障が生じるとするが、それは、名目的に「抽象的な可能性」について挙げるに過ぎない。

C したがって、法5条6号の「国の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」とは認められず、不開示処分に理由はない。

(カ) 同種の内容について審議が行われる際、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはいえないこと

A 上記(1)ア(カ)Aに同じ。

B この点、本件において、文部科学省は、理由説明書等において、「情報収集衛星の運用の実態を推定させる情報、衛星軌道を推定させる情報及びロケット打ち上げの際の警戒区域の範囲に関する情報に対する意見の交換について、具体的に公表されとなると、審議のときに具体的な言及ができず、率直な意見の交換を阻害し、意思決定の中立性が損なわれる」と説明する。

しかし、これらの情報は、「意見」ではなく、「事実」に過ぎない。

したがって法5条5号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報」には該当せず、不開示処分に理由はない。

しかも、文部科学省から、これらの情報に対する意見の交換に

ついて、なぜ、公開されると率直な意見の交換が阻害されるかについて、全く理由の説明がない。このような理由で非開示を認めると、あらゆる意見の交換について、非開示処分を許容することになり、失当である。

イ 文書2内の発言の一部の不開示処分について

(ア) 上記(1)イ(ア)に同じ。

(イ) 国の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないこと

A 文部科学省は、理由説明書等において、「警戒区域は、事故等の影響を最小限にするため関係者以外の立入規制を行う区域であり、同区域に一般人の立入りがあると射場整備作業を含む一切の作業ができなくなり、結果、全作業の実効が妨げられることになる」と説明をする。

B しかし、「警戒区域」とは、関係者以外の立入規制を行う場所である(資料甲6の2頁)。立入規制を行うためには、警戒区域を公にする必要があるから、当然、一般に公開することが前提となっている。実際、警戒区域については、保安主任が指定又は許可した者以外の立入りは全て禁止されるとともに、要所に警備員を配置して警戒が行われるとされている(資料甲5の3頁)。

また、警戒区域は、整備作業期間中のものも含めて、計算式とともに、公開されている(資料甲5の2頁及び11頁)

このように、整備作業期間中も含めて、警戒区域は、公開することが前提となっているし、実際に公開されているものであり、このことは、それを公開しても、国の事務事業に生じる「支障」が存在しないからである。

それにもかかわらず、文部科学省は、国の事務事業に支障が生じるとするが、それは、名目的に「抽象的な可能性」について挙げるに過ぎない。

C したがって、法5条6号の「国の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」とは認められず、不開示処分に理由はない。

(ウ) 同種の内容について審議が行われる際、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはいえないこと

A 前述のように、法5条5号は、「意見」に関わる情報にしか適用されない。

B この点、処分庁が不開示とするのは、「警戒区域の範囲」に関する発言であって、「事実」に過ぎず、「意見」ではない。

したがって法5条5号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報」には該当せず、不開示処分に理由はない。

また、これらの情報に対する意見の交換について、なぜ、公開されると率直な意見の交換が阻害されるかについて、全く理由の説明がない。このような理由で非開示を認めると、あらゆる意見の交換について、非開示処分を許容することになり、失当である。

(添付資料省略)

(4) 意見書2 (平成26年(行情)諮問第10号)

ア 異議申立人の意見の要旨

本来、行政文書については、公開が原則であり、不開示が認められるのは、法が定める不開示情報に該当する場合に限定されるものである。

それにもかかわらず、文部科学省は、「理由説明書」において、公開される前提の情報を不開示にしたり、ロケット打ち上げの妨害とは全く無関係な情報について、ロケット打ち上げの妨害を招くことを理由に不開示とするなど、根拠を欠くことが明白な主張を行っている。

したがって、文部科学省の本件不開示処分に理由がないことは明らかであるから、本件各行政文書については、速やかに公開されるべきである。

イ 文部科学省が主張する非公開の理由

(ア) 文部科学省は、「打ち上げ前の整備作業期間中に設けられる警戒区域」、「落下予測点軌跡及び落下限界線」、「事故等の場合のロケットを落下させる射点からの範囲」、「ロケット搭載保安物等の搭載物」、「ガス拡散通報連絡範囲」、「H-II Bロケットの落下予測点軌跡及び落下限界線」に関して、「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」(法5条3号)ことを不開示の理由として挙げる。

(イ) また、文書63中の発言の一部である「情報収集衛星の運用の実態を推定させる情報」、「衛星軌道を推定させる情報」及び「警戒区域に関する情報に対する意見の交換」に関して、審議・検討・協議情報(法5条5号)に該当することを不開示の理由として挙げる。

さらに、「警戒区域に関する情報」に関して、行政運営情報(法5条6号)に該当することを不開示の理由として挙げる。

(ウ) しかしながら、以下のとおり、いずれの不開示にも理由はなく、

失当である。

ウ 法5条3号に該当しないこと

(ア) 「打ち上げ前の整備作業期間中に設けられる警戒区域」について

A 法5条3号において、「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」がある情報を情報公開の例外としたのは、外交政策を確保するためであるから、これに該当するためには、情報を公開することにより「外交政策が損なわれること」が必要である（異議申立書2の資料1）。

また、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき「相当の理由がある」と評価されるためには、開示した場合にどのような危害が生じるのかを特定して説明し、その説明について相当の理由があることが必要である。また、公開されている情報については、この「相当の理由」はない（異議申立書2の資料2）。

B この点、「打ち上げ前の整備作業期間中に設けられる警戒区域」については、外交政策とは無関係であるから、「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」は存在しない。

また、「打ち上げ前の整備作業期間中に設けられる警戒区域」とは、文部科学省によると、「保安主任が指定又は許可した者以外の立入りは全て禁止されるとともに、要所に警備員を配置して警戒が行われる」とされている（異議申立書2の資料3）。

すなわち、現実の打ち上げ作業の際に、「要所に警備員を配置して立入りを制限するなど、警戒が行われる」のであるから、公開することが予定されているものである。

したがって、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき「相当の理由がある」とも評価されない。

C よって、「打ち上げ前の整備期間中に設けられる警戒区域」は、法5条3号には該当しない。

(イ) 落下予測点軌跡及び落下限界線

A 文部科学省は、「落下予測点軌跡」及び「落下限界線」を開示すると「ロケットへの妨害工作が可能となる」、その結果、「他国若しくは国際機関との国際協力に基づく義務の履行として実施されているロケット打ち上げ等が不可能になる」旨主張する。

しかしながら、「落下予測点軌跡」及び「落下限界線」の概念が示されておらず、なぜロケットへの妨害工作が可能となるか、全く不明である。

B おそらく、文部科学省の資料によると、「落下予測点軌跡」と

は、ロケットが飛行中に、その時点でロケットの飛行を中断した場合に、ロケット及びその破片が落下する区域と考えられる。

また、「落下限界線」は、ロケットあるいはロケットの破壊時の破片等の落下による影響が陸地等に及ばないように、当該陸地等の周りに設定する線と考えられる。

- C これらの概念を前提としても、これらは、ロケット飛行中断時のロケット及びその破片等の落下の場所に関する情報であるから、これらを開示することにより、何ら、ロケットの妨害行為が可能となるものではないことは、明らかである。
- D したがって、「落下予測点軌跡」及び「落下限界線」について、それが開示されても、文部科学省が主張するように、「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる」ことはないものであり、法5条3号には該当しない。

(ウ) 事故等の場合のロケットを落下させる射点からの範囲

- A 事故等の場合のロケットを落下させる射点からの範囲とは、「万が一ロケットに事故が生じた場合の危害を防止するために、どの範囲までに飛行を中断し、ロケットを落下させるべきか」を意味するものと考えられる。
- B これも、ロケット飛行中断時のロケット及びその破片等の落下の場所に関する情報であるから、開示しても、ロケットへの妨害工作が可能となるものでないことは、明らかである。
むしろ、開示した方が、国民にとって、ロケットに事故が生じた場合に危険な地域が明らかになり、避難等の必要な対応が可能となり、安全に資するものである。
- C したがって、「事故等の場合のロケットを落下させる射点からの範囲」も、それが開示されても「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」はなく、法5条3号には該当しない。

(エ) ロケット搭載保安物等の搭載物

- A ロケット搭載保安物等の搭載物についても、それを開示しても、ロケット妨害行為が可能となるものではない。むしろ、開示した方が、国民にとって、事故が発生した場合に生じる危険の内容や、範囲が明確になり、安全に資するものである。
また、実際に、ロケット搭載物については公開されているから（異議申立書2の資料3）、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき「相当の理由がある」とも評価されない。
- B したがって、「ロケット搭載保安物等の搭載物」は、法5条3号に該当しない。

(オ) ガス拡散通報連絡範囲

A 文部科学省によると、通報連絡範囲とは、「ガス拡散範囲の予測に基づき設定され、事前の安全対策として、町役場を含めた通報連絡体制の整備等が実施される他、事故時には拡散予測範囲内の人に対して屋内待避等の連絡等が行われる」とされている（異議申立書2の資料3）。

この情報も、事故時にガス拡散が予測される範囲に関するものであり、開示しても、何ら、ロケットへの妨害工作が可能となるものではない。

また、通報連絡範囲については、事前に通報連絡体制が整備され、事故時に連絡等がなされることから明らかなおおりに、公開されることが前提となっている情報である（異議申立書2の資料3）。

したがって、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき「相当の理由がある」とも評価されない。

B したがって、ガス拡散通報連絡範囲は、法5条3号に該当するものではない。

(カ) H-II Bロケットの落下予測点軌跡及び落下限界線

上記(イ)記載のとおり、法5条3号に該当するものではない。

エ 法5条5号に該当しないこと

(ア) 文部科学省は、「情報収集衛星の運用の実態を推定させる情報」、「衛星軌道を推定させる情報」及び「警戒区域に関する情報に対する意見の交換」に関しては、審議・検討・協議情報（法5条5号）に該当することを、非公開の理由としてあげる。

しかし、法5条5号に基づき不開示にできるのは、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立が「不当に」損なわれるおそれがあるものである。

そして、「不当」なものであるかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示することによる利益とを比較衡量して行われ、後者が前者を上回る場合にのみ、不開示が認められるものである。

(イ) この点、上記情報のうち、特に「警戒区域に関する情報に対する意見」については、国民の安全に深く関わるもので、開示されることによる利益は極めて大きい。すなわち、この情報が開示されることにより、実際の警戒区域の範囲が正当であるか否かを国民が知ることができ、その安全を確保することが可能になるのである（異議申立書2の資料2の5）。

これに対し、文部科学省は、不開示とされることによる利益の内容を具体的に示さず、単に、「審議のときに具体的な言及ができず、率直な意見の交換を阻害し、意思決定の中立性が損なわれる」旨、条文の文言をそのまま示すのみである。

(ウ)したがって、開示されることによる利益の方が大きいことは明らかであり、特に「警戒区域に関する情報に対する意見の交換」は、法5条5号には該当しない。

オ 法5条6号に該当しないこと

(ア)文部科学省は、「警戒区域に関する情報」に関しては、行政運営情報（法5条6号）に該当することをも、非公開の理由として挙げる。

しかし、法5条6号の不開示事由「国の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」についての「支障」は名目的なものではなく、実質的なものであることが必要である。また、「おそれ」については、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要である。

(イ)この点、文部科学省が挙げる「警戒区域に関する情報」について、なぜ、これが公開されると、将来の安全審査等の審議及び審議による意思決定に基づく将来打ち上げの際の射場整備作業の実施が困難となるおそれがあるのかについて、何ら理由が示されておらず、抽象的な可能性が示されているに過ぎない。

したがって、「警戒区域に関する情報」は、法5条6号にも該当しない。

カ 結論

以上のとおり、本件各行政文書は、いずれも不開示事由に該当しないから、速やかに公開されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 平成25年（行情）諮問第485号

(1) 不服申立てに係る行政文書等について

本件不服申立てに係る行政文書は、文書1及び文書2である。

文書1の議事録内の発言の一部については、法5条3号、5号及び6号、文書2の議事録内の発言の一部については法5条5号及び6号の不開示情報に該当することから一部不開示としたところ、異議申立人から、当該文書の開示を求める旨の異議申立てがされたところである。

(2) 不開示情報該当性について

文書1については、議事録の中の発言の一部に、情報収集衛星の運用の実態を推定させる情報、衛星軌道を推定させる情報及びロケット打ち上げの際の警戒区域の範囲に関する情報が記載されており、文書2につ

いては、議事録の中の発言の一部に、ロケット打ち上げの際の警戒区域の範囲に関する情報が記載されているところであるが、これらについては、以下に掲げる理由から、前者については法5条3号、5号及び6号、後者については同条5号及び6号に該当する。

ア 文書1中の発言の一部の法5条3号、5号及び6号該当性について
(ア) 法5条3号該当性について

宇宙活動は、我が国の安全保障や社会的経済的利益の確保のために不可欠であり、人工衛星の製造・運用及びこれらの人工衛星打ち上げを他国に依存することなく自律的に行う能力を保持することは、我が国宇宙政策の基本である。宇宙空間の利用については、宇宙基本計画（平成25年1月25日、宇宙開発戦略本部決定）にも記載されているとおり、平素から我が国周辺海空域を常時監視し、各種事態の兆候を早期に探知して、収集した各種情報を迅速に伝達・共有する機能を強化する上で、極めて重要な手段の一つと位置付けられている。

文書1において取り上げられている情報収集衛星は、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理に必要な情報の収集を主な目的とした衛星である。文書1中の発言の一部には、情報収集衛星の運用の実態を推定させる情報、衛星軌道を推定させる情報が含まれており、これらの情報を公開することにより、敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられる等、情報収集衛星による今後の安全保障上の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるとともに、他国との信頼関係を損なうおそれがある。そのため、文書1中に含まれる、情報収集衛星の運用の実態を推定させる情報及び衛星軌道を推定させる情報は、国防・外交上保護する実質的な必要性を有し、これらが公開されることにより、国の安全が害され、他国との信頼関係を損なうおそれがあり、法5条3号に該当しうる。

(イ) 法5条5号該当性について

情報収集衛星の運用の実態を推定させる情報、衛星軌道を推定させる情報及びロケット打ち上げの際の警戒区域の範囲に関する情報に対する意見の交換は、ロケットによる人工衛星の打ち上げに係る安全を確保し、国民の安全を守るための高度な政策的判断を行う審議を行うに当たって不可欠である。他方で、それらの情報及び意見が非公開審議中の過程の記録において具体的に公表されるとなると、審議のときに具体的な言及ができず、率直な意見の交換を阻害し、意思決定の中立性が損なわれると考えられる。すなわち、当該情報に基づく審議による意思決定は高度な政策的決定であり、その意思

形成過程を開示することは、率直な意見の交換を阻害し、意思決定の中立性が損なわれる蓋然性が高いといえることから、法5条5号に該当しうる。

(ウ) 法5条6号該当性について

警戒区域は、宇宙開発利用部会の「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全対策の評価基準」で設定が要求されているものである。警戒区域は、事故等の影響を最小限にするため関係者以外の立入規制を行う区域であり、同区域に一般人の立入りがあると射場整備作業を含む一切の作業ができなくなり、結果、全作業の実行が妨げられることになる。このため、警戒区域の範囲を公表すると、作業の妨害等の悪意を有する者が侵入する可能性があるため非公開としているところ。なお、警戒区域については、打ち上げ時に設定されている「陸上警戒区域」「海上警戒区域」と、打ち上げ前の整備作業期間中に設けられる「警戒区域」とがあり（※）、前者については公開されており、後者については上記のような理由から非公開で審議されている。また、情報収集衛星の運用の実態を推定させる情報、衛星軌道を推定させる情報及びロケット打ち上げの際の警戒区域の範囲に関する情報については、今後のロケット打ち上げの同種の審議においても議論されることは明確である。したがって、当該情報の開示は将来当省宇宙開発利用部会にてロケット打ち上げに係る安全審査等の審議を行う際、あるいは将来打ち上げの際の射場整備準備作業の実施の際、また打ち上げの際の射場整備作業が妨害されれば国際宇宙ステーション協力に関する国際約束等に基づく義務の履行が不可能となるおそれがあるなど、国の機関・独立行政法人の事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがあるといえる。また当該情報が公開されることにより、敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられる等、情報収集衛星による今後の安全保障上の情報収集活動の遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがあるといえる。これらの理由から、当該情報の開示は法5条6号に該当しうる。

イ 文書2中の発言の一部の法5条5号及び6号該当性について

(ア) 法5条5号該当性について

ロケット打ち上げの際の警戒区域の範囲に関する情報に対する意見の交換は、ロケットによる人工衛星の打ち上げに係る安全を確保し、国民の安全を守るための高度な政策的判断を行う審議を行うに当たって不可欠である。他方で、それらの情報及び意見が非公開審議中の過程の記録において具体的に公表されるとなると、審議のときに具体的な言及ができず、率直な意見の交換を阻害し、意思決定

の中立性が損なわれると考えられる。すなわち、当該情報に基づく審議による意思決定は高度な政策的決定であり、その意思形成過程を開示することは、率直な意見の交換を阻害し、意思決定の中立性が損なわれる蓋然性が高いと言えることから、法5条5号に該当しうる。

(イ) 法5条6号該当性について

警戒区域は、宇宙開発利用部会の「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全対策の評価基準」で設定が要求されているものである。警戒区域は、事故等の影響を最小限にするため関係者以外の立入規制を行う区域であり、同区域に一般人の立入りがあると射場整備作業を含む一切の作業ができなくなり、結果、全作業の実行が妨げられることになる。このため、警戒区域の範囲を公表すると、作業の妨害等の悪意を有する者が侵入する可能性があるため非公開としているところ。なお、警戒区域については、打ち上げ時に設定されている「陸上警戒区域」「海上警戒区域」と、打ち上げ前の整備作業期間中に設けられる「警戒区域」とがあり（※）、前者については公開されており、後者については上記のような理由から非公開で審議されている。また、ロケット打ち上げの際の警戒区域の範囲に関する情報については、今後のロケット打ち上げの同種の審議においても議論されることは明確である。したがって、当該情報の開示は将来当省宇宙開発利用部会にてロケット打ち上げに係る安全審査等の審議を行う際、あるいは将来打ち上げの際の射場整備準備作業の実施の際、また打ち上げの際の射場整備作業が妨害されれば国際宇宙ステーション協力に関する国際約束等に基づく義務の履行が不可能となるおそれがあるなど、国の機関・独立行政法人の事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがあるといえる。これらの理由から、当該情報の開示は法5条6号に該当しうる。

(3) 処分1に当たっての考え方について

上記の該当性を考えるに当たっては、文書1及び文書2の情報を開示することの公益的な必要性を斟酌してもなお、開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合に不開示とすることとしている。

こうした現状を踏まえ文部科学省においては、文書1及び文書2の情報収集衛星の運用の実態を推定させる情報、衛星軌道を推定させる情報、ロケット打ち上げの際の警戒区域の範囲に関する情報等についてはより慎重に扱う必要があると判断したため、処分1どおりの決定を行ったところである。

（※：「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価基準」

(平成24年9月6日 文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会宇宙開発利用部会) III 地上安全対策, 2 警戒区域の設定, (1) 整備作業期間における警戒区域, (2) 打上げ時における警戒区域)

2 平成26年(行情)諮問第10号

(1) 不服申立てに係る行政文書について

ア 本件不服申立てに係る行政文書は, 文書3ないし文書63である。

イ 文書3ないし文書62の資料の一部については, 法5条3号, 文書63の資料の一部については同条3号, 5号及び6号の不開示情報に該当することから一部不開示(処分2)としたところ, 異議申立人から, 当該文書の開示を求める旨の異議申立てがされたところである。

(2) 不開示情報該当性について

ア 文書3ないし文書6及び文書27ないし文書33の一部については, 警戒区域の範囲に関する情報, 飛行安全及び地上安全に関する具体的な情報が記載されており, 文書7ないし文書15の一部については, 警戒区域の範囲に関する情報, 飛行安全及び地上安全に関する具体的な情報及び情報収集衛星の運用実態の推定につながる情報が記載されており, 文書16の一部については, 警戒区域の範囲に関する情報が記載されており, 文書17ないし文書26及び文書51ないし文書59の一部については, 警戒区域の範囲に関する情報, 地上安全に関する具体的な情報及びロケットに搭載する保安物の詳細についての情報が記載されており, 文書34ないし文書44の一部については, 警戒区域の範囲に関する情報, 飛行安全及び地上安全に関する具体的な情報, ロケットに搭載する保安物の詳細についての情報が記載されており, 文書45ないし文書50の一部については, 警戒区域の範囲に関する情報及び飛行安全に関する具体的な情報が記載されており, 文書60ないし文書62の一部については, 警戒区域の範囲に関する情報及び地上安全に関する具体的な情報が記載されており, 文書63の一部については, 警戒区域の範囲に関する情報及び飛行安全に関する具体的な情報, 情報収集衛星の運用実態の推定につながる情報が記載されているところであるが, これらについては, 以下に掲げる理由から, 法の定める不開示情報に該当する。

イ 文書3ないし文書6の一部の法5条3号該当性について

(ア) 警戒区域の範囲に関する情報について

A 警戒区域は, 宇宙開発利用部会の「ロケットによる人工衛星等の打ち上げに係る安全対策の評価基準」で設定が要求されているものである。警戒区域には, 打ち上げ時に設定されている「陸上警戒区域」「海上警戒区域」と, 打ち上げ前の整備作業期間中に設けられる「警戒区域」とがあり(※), 前者は公開されている

が、後者については非開示とされている。文書3ないし文書6の議事録の一部及び資料の一部で不開示とされた情報は後者の範囲に関する記載である。

B 打ち上げ前の整備作業期間中に設けられる警戒区域は、事故等の影響を最小限にするため関係者以外の立入規制を行う区域であり、同区域に一般人の立入りがあると射場整備作業を含む全てのロケット打ち上げ作業ができなくなり、結果、打ち上げが妨げられることになる。このため、警戒区域の範囲を公表すると、作業の妨害等の悪意を有する者が侵入する可能性があるため非公開とされている。国際宇宙ステーションに物資を供給するHTV（このとり）や他国間ミッションによるロケット・人工衛星・探査機等の打ち上げは、他国若しくは国際機関との国際協力に基づく義務の履行として実施されているため、打ち上げの遅延・中止は、他国若しくは国際機関との信頼関係を損なうとともに、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。これらの理由から、当該情報の開示は法5条3号に該当しうる。

(イ) 飛行安全及び地上安全に関する具体的な情報について

A 地上安全及び飛行安全に関する具体的な情報について地上安全及び飛行安全に関する具体的な情報のうち不開示とされた情報は、打ち上げ施設設備、安全系統図、作業フロー、落下予測点軌跡及び落下限界線、電波リンク及び地上系ハードウェア系統図等に関する具体的な情報であり、これらの情報を公開することにより、敵対勢力等の悪意を持った者によるロケットへの妨害工作が可能となり、打ち上げ作業や飛行安全管制の妨害、ロケットの落下やロケットに搭載された人工衛星等を所定の軌道に投入できなくなる等のおそれがある。

B ロケットがテロ行為によって落下させられれば人命、財産に大きな危険が発生することは明らかである。国際宇宙ステーションに物資を供給するHTV（このとり）や他国間ミッションによるロケット・人工衛星・探査機等の打ち上げは、他国若しくは国際機関との国際協力に基づく義務の履行として実施されているため、打ち上げ遅延・中止、ロケット落下やロケットに搭載された人工衛星等の軌道投入が不可能となれば、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるとともに、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。

C 文書3ないし文書6の一部である「事故等の場合のロケットを落下させる射点からの範囲」「ロケット搭載保安物等の搭載物」「ガス拡散通報連絡範囲」「H-II Bロケットの落下予測点軌跡

及び落下限界線」に関する情報は、事故等の場合にロケットを指令破壊しても、ロケット搭載保安物等の搭載物の爆発やガスの拡散等による人命、財産に対する危険を防止し国民の安全を守るための高度な機密性を有する情報であり、ロケットによる人工衛星等の打ち上げに係る安全確保に不可欠である。これらの情報を公開することにより、敵対勢力等の悪意を持った者がロケットへの妨害工作を行い、その結果、飛行安全管理に支障をきたす等、我が国の安全を侵し、他国との信頼関係を損なうおそれがある。したがって、これらの情報は国防・外交上保護する実質的な必要性を有する。これらの理由から、当該情報の開示は法5条3号に該当しうる。

ウ 文書7ないし文書15の一部の法5条3号該当性について

(ア) 警戒区域の範囲に関する情報について

上記イ(ア)と同様の理由により法5条3号に該当しうる。

(イ) 飛行安全及び地上安全に関する具体的な情報について

本文書中で不開示とされた「ロケット搭載保安物等の搭載物」、
「ガス拡散に係る通報連絡範囲及び落下限界線」及び「ロケットの落下予測点軌跡と3 σ 分散範囲」に関する情報は、ロケットによる人工衛星等の打ち上げに係る安全確保に不可欠な飛行安全及び地上安全に関する情報であり、上記イ(イ)と同様の理由により法5条3号に該当しうる。

(ウ) 情報収集衛星の運用実態の推定につながる情報について

文書7ないし文書15において取り上げられている情報収集衛星は、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理に必要な情報の収集を主な目的とした衛星である。文書7ないし文書15の一部には、情報収集衛星の運用の実態を推定させる情報、衛星軌道を推定させる情報が含まれており、これらの情報を公開することにより、敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられる等、情報収集衛星による今後の安全保障及び危機管理上の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるとともに、他国との信頼関係を損なうおそれがある。そのため、文書7ないし文書15中に含まれる、情報収集衛星の運用の実態を推定させる情報及び衛星軌道を推定させる情報は、国防・外交上保護する実質的な必要性を有し、これらが公開されることにより、国の安全が害されるおそれがあり、法5条3号に該当しうる。

エ 文書16中の一部の法5条3号該当性について

上記イ(ア)と同様の理由により法5条3号に該当しうる。

オ 文書17ないし文書26の一部の法5条3号該当性について

(ア) 警戒区域の範囲に関する情報について

上記イ（ア）と同様の理由により法5条3号に該当しうる。

(イ) 地上安全に関する具体的な情報について

地上安全に関する情報のうち不開示とされた「保安物（射場内）の最大貯蔵量」に関する情報は、ロケットに搭載する火薬類の詳細やロケット打ち上げ射場における保管等に関する具体的な情報を含み、これらの情報を公開することにより、射場の爆破等を目的とした敵対勢力等の悪意を持った者が警戒区域内に侵入し、その結果、打ち上げ作業の実行が妨げられる可能性がある。打ち上げ作業が妨害されれば、衛星の継続的な運用による今後の安全保障上の活動に支障をきたし、我が国の安全が害されるとともに、他国との信頼関係を損なうおそれがある。また、国際宇宙ステーションに物資を供給するHTV（こうのとりのり）や他国間ミッションによるロケット・人工衛星・探査機等の打ち上げは、他国若しくは国際機関との国際協力に基づく義務の履行として実施されているため、それらの打ち上げが遅延・中止されれば、他国若しくは国際機関との信頼関係を損なうとともに、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。これらの理由から、当該情報の開示は法5条3号に該当しうる。

(ウ) ロケットに搭載する保安物の詳細についての情報

ロケットに搭載する保安物の詳細についての情報とは、ロケットに搭載する火薬類の詳細やその保安等に関する情報を含む。火薬類は悪意を持つ者の手に渡れば、破壊工作への転用が可能な危険物であり、これらの情報が明らかにされれば、敵対する勢力がテロ活動に及ぶことも想定される等、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるとともに、他国との信頼関係を損なうおそれがある。またテロ活動により、打ち上げ作業が妨害されれば、衛星の継続的な運用による今後の安全保障上の活動に支障をきたし、我が国の安全が害されるとともに、他国との信頼関係を損なうおそれがある。また、国際宇宙ステーションに物資を供給するHTV（こうのとりのり）や他国間ミッションによるロケット・人工衛星・探査機等の打ち上げは、他国若しくは国際機関との国際協力に基づく義務の履行として実施されているため、それらの打ち上げが遅延・中止されれば、他国若しくは国際機関との信頼関係を損なうとともに、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。そのため、ロケットに搭載する保安物の詳細についての情報は、国防・外交上保護する実質的な必要性を有し、これらが公開されることにより、国の安全が害され、他国との信頼関係

を損なうおそれがあり、法5条3号に該当しうる。

カ 文書27ないし文書33の一部の法5条3号該当性について

(ア) 警戒区域の範囲に関する情報について

上記イ(ア)と同様の理由により法5条3号に該当しうる。

(イ) 飛行安全及び地上安全に関する具体的な情報について

上記イ(イ)及びオ(イ)と同様の理由により法5条3号に該当しうる。

キ 文書34ないし文書44の一部の法5条3号該当性について

(ア) 警戒区域の範囲に関する情報について

上記イ(ア)と同様の理由により法5条3号に該当しうる。

(イ) 飛行安全及び地上安全に関する具体的な情報

上記イ(イ)及びオ(イ)と同様の理由により法5条3号に該当しうる。

(ウ) ロケットに搭載する保安物の詳細についての情報

上記オ(ウ)と同様の理由により法5条3号に該当しうる。

ク 文書45ないし文書50の一部の法5条3号該当性について

上記イ(ア)と同様の理由により法5条3号に該当しうる。

ケ 文書51ないし文書59の一部の法5条3号該当性について

(ア) 警戒区域の範囲に関する情報について

上記イ(ア)と同様の理由により法5条3号に該当しうる。

(イ) 地上安全に関する具体的な情報について

本文書中の「保安物(火薬類, 高圧ガス及び危険物)(射場内)の最大貯蔵量」に関する情報は, 上記オ(イ)と同様の理由により法5条3号に該当しうる。

(ウ) ロケットに搭載する保安物の詳細についての情報

上記オ(ウ)と同様の理由により法5条3号に該当しうる。

コ 文書60ないし文書62の一部の法5条3号該当性について

(ア) 警戒区域の範囲に関する情報について

上記イ(ア)と同様の理由により法5条3号に該当しうる。

(イ) 地上安全に関する具体的な情報について

本文書中の「保安物(火薬類, 高圧ガス及び危険物)(射場内)の最大貯蔵量」に関する情報は, 上記オ(イ)と同様の理由により法5条3号に該当しうる。

サ 文書63中の発言の一部の法5条3号, 5号及び6号該当性について

(ア) 法5条3号該当性について

本文書中の警戒区域の範囲に関する情報は, 上記イ(ア)と同様の理由により法5条3号に該当しうる。

(イ) 法5条5号該当性について

本文書中の情報収集衛星の運用の実態を推定させる情報、衛星軌道を推定させる情報及び警戒区域の範囲に関する情報に対する意見の交換は、ロケットによる人工衛星の打ち上げに係る安全を確保し、国民の安全を守るために不可欠である。他方で、それらの情報及び意見が非公開審議中の過程の記録において具体的に公表されるとなると、審議のときに具体的な言及ができず、率直な意見の交換を阻害し、意思決定の中立性が損なわれると考えられる。すなわち、当該情報に基づく審議による意思形成過程を開示することは、率直な意見の交換を阻害し、意思決定の中立性が損なわれる蓋然性が高いと言えることから、本文書中の非公開部分のうち非公開審議中の過程の記録は法5条5号に該当しうる。

(ウ) 法5条6号該当性について

- A 本文書は、今後のロケット打ち上げの同種の審議において用いられる警戒区域の範囲に関する情報を含む。警戒区域は宇宙開発利用部会の「ロケットによる人工衛星等の打ち上げに係る安全対策の評価基準」で設定が要求されているものであり、今後もロケット打ち上げにおいては同種の審議が実施される。したがって、当該情報が開示されれば将来当省宇宙開発利用部会にてロケット打ち上げに係る安全審査等の審議及びその審議による意思決定に基づく将来打ち上げの際の射場整備準備作業の実施が困難となるおそれがあるなど、国の機関・独立行政法人の事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがあるといえる。
- B また、本文書中の情報収集衛星の運用の実態を推定させる情報、衛星軌道を推定させる情報については、当該情報が公開されることにより、敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられる等、情報収集衛星による今後の安全保障及び危機管理上の情報収集活動の遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがあるといえる。
- C これらの理由から、本文書中の非公開部分のうち、同種の審議において用いられる警戒区域の範囲に関する情報並びに情報収集衛星の運用の実態を推定させる情報及び衛星軌道を推定させる情報は法5条6号に該当しうる。

(3) 処分2に当たっての考え方について

上記の該当性を考えるに当たっては、文書3ないし文書63の情報を開示することの公益的な必要性を斟酌してもなお、開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合に不開示とすることとしている。

こうした現状を踏まえ文部科学省においては、文書3ないし文書63

の情報収集衛星の運用の実態を推定させる情報，衛星軌道を推定させる情報，警戒区域の範囲に関する情報，飛行安全及び地上安全に関する具体的な情報，ロケットに搭載する保安物の詳細についての情報等についてはより慎重に扱う必要があると判断したため，処分2どおりの決定を行ったところである。

（※「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全対策の評価基準」（平成24年9月6日 文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会宇宙開発利用部会），Ⅲ地上安全対策，2警戒区域の設定，

（1）整備作業期間における警戒区域，（2）打上げ時における警戒区域）

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件各諮問事件について，以下のとおり，平成25年（行情）諮問第485号及び平成26年（行情）諮問第10号を併合し，調査審議を行った。

- ① 平成25年10月30日 諮問の受理（平成25年（行情）諮問第485号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年11月18日 審議（同上）
- ④ 同年12月3日 異議申立人から意見書1及び資料を收受（同上）
- ⑤ 平成26年1月17日 諮問の受理（平成26年（行情）諮問第10号）
- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑦ 同年2月6日 審議（同上）
- ⑧ 同月19日 異議申立人から意見書2を收受（同上）
- ⑨ 同年4月21日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象文書の見分及び審議（平成25年（行情）諮問第485号）
- ⑩ 平成27年9月14日 審議（同上）
- ⑪ 同日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象文書の見分及び審議（平成26年（行情）諮問第10号）
- ⑫ 平成28年3月29日 審議（平成25年（行情）諮問第485号及び平成26年（行情）諮問第10号）
- ⑬ 同年12月19日 諮問庁の職員（文部科学省研究開発局宇宙開発利用課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議（同上）

- ⑭ 平成29年2月27日 平成25年（行情）諮問第485号及び
平成26年（行情）諮問第10号の併合
並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

処分庁は、文書1ないし文書63（本件対象文書）の一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

異議申立人は、不開示とされた部分のうち別表の2欄に掲げる①ないし⑧（以下、順に「不開示部分1」ないし「不開示部分8」といい、併せて「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、本件不開示部分を不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分について

ア 当審査会において、諮問庁に対し、本件対象文書の性格等について確認したところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 本件対象文書には、我が国のロケット及び人工衛星等に関する情報が記載されており、原処分においては、別表の1欄に掲げる文書に記載されている情報のうち、同2欄に掲げる①ないし⑨を同3欄の理由によって不開示とした。

(イ) 異議申立人は、原処分において不開示とした部分のうち、別表の2欄に掲げる⑨（法5条1号）以外の部分を開示すべきとして異議申立てをしている。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、上記アにおいて諮問庁が説明するとおり、原処分においては別表の2欄に掲げる①ないし⑨が不開示とされていることが認められ、本件不開示部分は、不開示部分1ないし不開示部分8（別表の2欄に掲げる①ないし⑧）であると認められる。

ウ なお、文書1に記載されている情報のうち、情報収集衛星の運用の実態を推定させる発言や衛星軌道を推定させる発言と認められない部分が黒塗りされ隠されているが、当該部分は、一部開示決定通知書（原処分）の「2 不開示とした部分とその理由」に記載がないことから、原処分において不開示とされた情報に該当しないので、以下の検討対象からは除外することとする。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 当審査会において、諮問庁に対し、本件不開示部分を不開示とすべ

き理由について改めて確認したところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 現在、我が国では、情報収集衛星、気象衛星並びに民生用国際宇宙基地のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国航空宇宙局等との協定（以下「国際約束」という。）に基づき国際宇宙ステーションへ物資補給を行う「こうのとりのこ（HTV）」等の我が国にとって重要な衛星をロケットによって打ち上げているところであるが、今後も、ロケットにより確実にこれらの衛星を打ち上げ、その目的を達成していくため、以下の理由により、本件不開示部分は不開示とすべきであると考えられる。

A 不開示とした情報収集衛星に関する情報には、情報収集衛星の運用の実態及び衛星軌道を推定させるものが記載されており、これを公にすると、情報収集の対象が対抗・妨害措置等を講じることが考えられる。

B 不開示とした警戒区域の範囲に関する情報には、ロケット整備作業期間中（打ち上げ前の組立て時等）の事故等による影響を最小限にすることを目的として、整備作業に関係がない独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）職員等の立入りを禁止するためJAXA種子島宇宙センター敷地内に設定される一般に公にしていない区域等が記載されており、当該区域内に関係者以外の者の立入りが認められた場合、立入者の安全を確保するため整備作業を中断することになっている。

当該情報を公にすると、作業妨害等の悪意を有する者による妨害工作が考えられる。

C 不開示とした飛行安全に関する情報には、「電波リンク及び地上系ハードウェア系統図（ロケットと通信を行う周波数及び施設）」及び「落下予測点軌跡及び落下限界線（飛行中断を行ったロケットの破片落下等の影響が飛行経路周辺の地上に及ばないように統計的な計算に基づき設定される。）」等といったロケットを安全かつ確実に打ち上げるための飛行安全管理に関する情報が記載されている。

当該情報を公にすると、ロケット破壊等の悪意を有する者による妨害工作が考えられる。

D 不開示とした地上安全に関する情報には、保安物の射場内最大貯蔵量、地上安全管理施設設備、地上安全管理系統図、危険作業フロー及びガス拡散に係る通報連絡範囲等が記載されている。

当該情報を公にすると、作業妨害等の悪意を有する者による地上設備への妨害工作が考えられる。

E 不開示としたロケットに搭載する保安物の詳細に関する情報には、ミサイルへの軍事転用も可能な火薬類の種類等が記載されている。

当該情報を公にすると、作業妨害等の悪意を有する者によるロケットへの妨害工作が考えられる外、当該情報の軍事目的への転用（使用）も考えられる。

なお、ロケット及び打ち上げ射場に関する技術情報等は、核兵器等の大量破壊兵器不拡散の観点から、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与する関連汎用品・技術の輸出規制を目的とした国際的な枠組みであるミサイル技術管理レジーム（MTCR）において、ミサイル及び関連汎用品・技術として輸出管理対象品目に指定されている。

上記を踏まえ、原処分を行うに当たっては、周辺住民等の安全確保に必要な情報は開示した上で、今後も確実にロケットの打ち上げを行えるよう、真に不開示とすべき情報を不開示とした。

（イ）不開示部分 1 及び不開示部分 8 について

上記第 3 の 2（2）サ等で説明したとおり、宇宙開発委員会安全部会（以下「安全部会」という。）では、出席者がロケットに関連する具体的な発言を行い率直な意見交換をすることで、政策的判断を適切に行うことができると考えている。

当該部分には、下記（キ）等で説明する法 5 条 3 号の不開示情報に関する出席者の発言が記載されており、これを公にすると、今後、安全部会の審議において、出席者は具体的な発言をちゅうちょし、適切な判断ができなくなるおそれがある。

以上のことから、不開示部分 1 及び不開示部分 8 は、法 5 条 3 号に該当する外、安全部会内における検討に関する情報であって、公にすることにより、今後の安全部会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、同条 5 号に該当するとともに、安全部会における政策的判断の決定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条 6 号にも該当する。

（ウ）不開示部分 2 について

上記第 3 の 1（2）イで説明したとおり、宇宙開発委員会では、出席者がロケットに関連する具体的な発言を行い率直な意見交換を行うことで、政策的判断を適切に行うことができると考えている。

当該部分には、出席者の発言が記載されており、これを公にすると、今後、宇宙開発委員会の審議において、出席者は具体的な発言をちゅうちょし、適切な判断ができなくなるおそれがある。

以上のことから、不開示部分2は、宇宙開発委員会内における検討に関する情報であって、公にすることにより、今後の宇宙開発委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当するとともに、宇宙開発委員会における政策的判断の決定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条6号にも該当する。

(エ) 不開示部分3について

異議申立人は、警戒区域は整備作業期間中のものも含めて計算式とともに公開されていて公開することが前提となっており、実際に公開されている等主張するが、公にしている情報は、警戒区域の範囲を決定するに当たっての計算式等である。

当該部分には、上記(ア)Bで説明したJAXA種子島宇宙センター敷地内に設定されている警戒区域の情報が記載されており、これを公にすると、作業妨害等の悪意を有する者の警戒区域内立入り(妨害工作)に伴う整備作業の中断によるロケットの打ち上げ延期又は中止のおそれがあり、ひいては、国の安全が害されるおそれや国際約束を果たせなくなるおそれがある。

なお、周辺住民等の安全確保に必要な情報としては、JAXA種子島宇宙センターの敷地外に設定されるロケット打ち上げ時の警戒区域に関する情報を適切に公表している。

以上のことから、不開示部分3は、法5条3号に該当する。

(オ) 不開示部分4について

当該部分には、上記(ア)Cで説明したロケットの飛行安全管理に係る情報が記載されており、これを公にすると、ロケット破壊等の悪意を有する者の妨害工作によってロケットの破壊や人工衛星等を所定の軌道に投入できなくなるおそれがあり、ひいては、国の安全が害されるおそれや国際約束を果たせなくなるおそれがある外、破壊されたロケットの破片の落下によって他国との信頼関係を損なうおそれがある。

なお、周辺住民等の安全確保に必要な情報としては、ロケットからの分離落下物が予想される海域に対して水路通報を適切に通知している。

以上のことから、不開示部分4は、法5条3号に該当する。

(カ) 不開示部分5について

当該部分には、上記(ア)Dで説明した地上設備等の情報が記載されており、これを公にすると、作業妨害等の悪意を有する者の妨害工作によって地上設備の破壊やロケットの打ち上げ延期又は中止のおそれがあり、ひいては、国の安全が害されるおそれや国際約束

を果たせなくなるおそれがある。

なお、周辺住民等の安全確保に必要な情報としては、JAXA種子島宇宙センターの敷地外に設定されるロケット打ち上げ時の警戒区域及びガス拡散通報連絡範囲に関する情報を住民説明会等の場において適切に説明している。

以上のことから、不開示部分5は、法5条3号に該当する。

(キ) 不開示部分6について

当該部分には、上記(ア)Aで説明した情報収集衛星に関する情報が記載されており、これを公にすると、情報収集の対象の対抗・妨害措置等によって安全保障上の情報収集活動に支障を生じるおそれがあり、ひいては、国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、不開示部分6は、法5条3号に該当する。

(ク) 不開示部分7について

異議申立人は、当該部分を開示すべき理由について上記第2の2(4)ウ(エ)等において主張している。

しかしながら、当該部分には、上記(ア)Eで説明したミサイルへの軍事転用も可能な火薬類の種類等の情報が記載されており、これを公にすると、作業妨害等の悪意を有する者の妨害工作によってロケットの打ち上げ延期又は中止のおそれがあり、ひいては、国の安全が害されるおそれや国際約束を果たせなくなるおそれがある外、当該情報を軍事目的に転用され、国の安全が害されるおそれや他国との信頼関係を損なうおそれがある。

なお、周辺住民等の安全確保に必要な情報としては、ロケットに搭載する保安物のうち火薬類関連以外の情報を公表している。

以上のことから、不開示部分7は、法5条3号に該当する。

イ 以下、検討する。

(ア) 不開示部分1及び不開示部分8について

当該部分に記載されている情報が公になると、今後、安全部会の審議において、出席者は具体的な発言をちゅうちょし、適切な判断をすることができなくなるおそれがあり、ひいては、安全部会における政策的判断の決定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記ア(イ)の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分1及び不開示部分8は、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 不開示部分2について

当該部分に記載されている情報が公になると、今後、宇宙開発委員会の審議において、出席者は具体的な発言をちゅうちょし、適切

な判断をすることができなくなるおそれがあり、ひいては、宇宙開発委員会における政策的判断の決定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記ア（ウ）の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分2は、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
(ウ) 不開示部分3ないし不開示部分5及び不開示部分7について

当該部分に記載されている情報が公になると、作業妨害等の悪意を有する者の妨害工作によってロケットの打ち上げ延期又は中止等のおそれがあり、ひいては、国の安全が害されるおそれや国際約束を果たせなくなるおそれがあるとする上記ア（エ）ないし（カ）及び（ク）の諮問庁の説明はいずれも否定し難い。

したがって、不開示部分3ないし不開示部分5及び不開示部分7は、これを公にすると、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、法5条3号に該当し、いずれも不開示としたことは妥当である。

(エ) 不開示部分6について

当該部分に記載されている情報が公になると、情報収集の対象の対抗・妨害措置等によって安全保障上の情報収集活動に支障を生じるおそれがあり、ひいては、国の安全が害されるおそれがあるとする上記ア（キ）の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分6は、これを公にすると、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、異議申立人が開示すべきとする部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（本件対象文書）

- 1 平成25年（行情）諮問第485号
文書1 第6回宇宙開発委員会安全部会議事録（案）（平成21年8月24日）
文書2 第28回宇宙開発委員会議事録（案）（平成22年8月4日）
- 2 平成26年（行情）諮問第10号
平成21年6月19日宇宙開発委員会安全部会（平成21年第4回）に係る以下の文書
文書3 第4回宇宙開発委員会安全部会議事録（案）（安全5-1-1）
文書4 H-II Bロケット試験機の打上げに係る飛行安全計画，地上安全計画の概要別添（安全4-1-5）
文書5 H-II Bロケット試験機の打上げに係る飛行安全計画別添（安全4-1-6）
文書6 H-II Bロケット試験機の打上げに係る地上安全計画別添（安全4-1-7）
平成21年8月24日宇宙開発委員会安全部会（平成21年第6回）に係る以下の文書
文書7 安全6-2-4「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価基準」の改訂について（案）
文書8 H-II Bロケット試験機の射場整備作業中の警戒区域の見直しについて（安全6-3）
文書9 安全6-4-1 H-II Aロケット16号機の打上げに係る安全の確保に関する調査審議について
文書10 H-II Aロケット16号機の打上げの概要及び飛行安全計画，地上安全計画について（安全6-4-2）
文書11 H-II Aロケット16号機の打上げに係る飛行安全計画（安全6-4-3）
文書12 H-II Aロケット16号機の打上げに係る地上安全計画（安全6-4-4）
文書13 「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価基準」とH-II Aロケット16号機の地上安全計画・飛行安全計画との比較評価（安全6-4-5）
文書14 H-II Aロケット16号機による情報収集衛星の打上げに係る安全対策について（案）（安全6-5-1）
文書15 H-II Aロケット16号機による情報収集衛星の打上げに係る安全対策について（調査審議結果の概要）（案）（安全6-5

－ 2)

平成 22 年 8 月 4 日 第 28 回 宇宙開発委員会に係る以下の文書

文書 16 H-II A ロケット 18 号機 地上安全計画 (別添) 変更点概要
(委 28-3-2)

平成 5 年 8 月 31 日 宇宙開発委員会安全評価部会 (平成 5 年第 3 回) に係
る以下の文書

文書 17 H-II ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価の
ための基本方針 (案) (安全 3-2)

文書 18 H-II ロケット 第 1 段実機型タンク・ステージ燃焼試験の経
過概要 (安全 3-3)

文書 19 H-II ロケット試験機 1 号機 打上げ及び追跡管制計画書 (平
成 6 年 1・2 月期) (案) (安全 3-4)

文書 20 H-II ロケット射場概観図 (安全 3-5)

文書 21 H-II / H-I ロケット主要諸元の比較 (安全 3-6)

文書 22 H-II ロケット試験機 1 号機 打上げに係わる地上安全計画
(案) (安全 3-7-1)

文書 23 安全基本指針と地上安全計画 (案) の対応 (安全 3-7-
2)

文書 24 H-II ロケット試験機 1 号機の打上げに係わる地上安全計画
(案) (安全 3-8-1)

文書 25 安全基本指針と飛行安全計画 (案) の対応 (安全 3-8-
2)

文書 26 H-I ロケットと H-II ロケットの安全対策の違い (安全 3
-9)

平成 5 年 10 月 13 日 宇宙開発委員会安全評価部会 (平成 5 年第 4 回) に
係る以下の文書

文書 27 H-II ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価の
ための基本方針 (案) (安全 4-2)

文書 28 H-II ロケット試験機 1 号機 打上げ及び追跡管制計画書 (平
成 6 年 1・2 月期) (案) (安全 4-3-1)

文書 29 H-II ロケット試験機 1 号機 打上げに係わる地上安全計画
(案) (安全 4-3-2)

文書 30 H-II ロケット試験機 1 号機 打上げに係わる飛行安全計画
(案) (安全 4-3-3)

文書 31 宇宙開発委員会安全評価部会地上安全分科会の調査審議結果
(報告) (安全 4-4)

文書 32 宇宙開発委員会安全評価部会飛行安全分科会の調査審議結果
(報告) (安全 4-5)

文書 3 3 H-II ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価のための基本方針及びH-II ロケット試験機 1 号機の打上げに係る安全対策について（報告）（案）（安全 4-6）

平成 6 年 4 月 2 1 日宇宙開発委員会安全評価部会（平成 6 年第 1 回）に係る以下の文書

文書 3 4 H-II ロケット試験機 2 号機による技術試験衛星 VI 型及び M-3 S II ロケット 8 号機による EXPRESS の打上げに係る安全の確保に関する調査審議について（安全 1-2）

文書 3 5 ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価のための基本方針（案）（安全 1-3）

文書 3 6 飛行安全分科会の設置について（案）（安全 1-4）

文書 3 7 技術試験衛星 VI 型／H-II ロケット試験機 2 号機打上げ及び追跡管制計画書（平成 6 年 8・9 月期）（案）（安全 1-5）

文書 3 8 H-II ロケット試験機 2 号機による技術試験衛星 VI 型打上げに係わる地上安全計画（案）（安全 1-6-1）

文書 3 9 安全基本指針と地上安全計画（案）の対応（安全 1-6-2）

文書 4 0 H-II ロケット試験機 2 号機による技術試験衛星 VI 型打上げに係わる飛行安全計画（案）（安全 1-7）

文書 4 1 SES ノート NO. K-880M-3 S II-8 号機の実験（案）（安全 1-8）

文書 4 2 M-3 S II-8 号機（EXPRESS）の打上げ実験における安全計画（案）（安全 1-9）

文書 4 3 安全基本指針と地上安全計画の対応（安全 1-10）

文書 4 4 H-II ロケット試験機 1 号機 F 打上げ及び追跡管制結果の概要（平成 6 年 1・2 月期）（安全 1-11）

平成 6 年 5 月 2 0 日宇宙開発委員会安全評価部会（平成 6 年第 2 回）に係る以下の文書

文書 4 5 H-II・2 F 整備期間中の警戒区域（安全 2-2）

文書 4 6 射点での ETS-VI 用 N2H4 漏洩時の拡散距離（安全 2-3）

文書 4 7 宇宙開発委員会安全評価部会飛行安全分科会の調査審議結果（報告）（安全 2-4）

文書 4 8 ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価のための基本方針（案）（安全 2-5）

文書 4 9 火薬類の爆発の人体に及ぼす影響（安全 2-6）

文書 5 0 爆風圧の影響について（安全 2-7）

平成 6 年 1 0 月 1 7 日宇宙開発委員会安全評価部会（平成 6 年第 3 回）に

係る以下の文書

文書 5 1 H-II ロケット試験機 3 号機による宇宙実験・観測フリーフライヤ及び静止気象衛星 5 号の打上げに係る安全の確保に関する調査審議について（安全 3-2）

文書 5 2 ETS-VI/H-II ロケット試験機 2 号機打上げ及び追跡管制結果の概要並びに ETS-VI の状況（平成 6 年 8・9 月期）（安全 3-3）

文書 5 3 宇宙実験・観測フリーフライヤ/静止気象衛星 5 号/H-II ロケット試験機 3 号機打上げ及び追跡管制計画書 [SFU/GMS-5/H-II・3F 打上げ及び追跡管制計画書]（平成 7 年 1・2 月期）（案）（安全 3-4）

文書 5 4 宇宙実験・観測フリーフライヤ（SFU）の概要（安全 3-5）

文書 5 5 H-II ロケット試験機 3 号機による宇宙実験・観測フリーフライヤ及び静止気象衛星 5 号打上げに係わる地上安全計画（案）（安全 3-6-1）

文書 5 6 H-II・3F 整備作業期間中の警戒区域（安全 3-6-2）

文書 5 7 安全基本指針と地上安全計画（案）の対応（安全 3-6-3）

文書 5 8 H-II ロケット試験機 3 号機による宇宙実験・観測フリーフライヤ及び静止気象衛星 5 号打上げに係わる飛行安全計画（案）（安全 3-7）

文書 5 9 飛行安全分科会の設置について（案）（安全 3-8）

平成 6 年 1 1 月 4 日宇宙開発委員会安全評価部会（平成 6 年第 4 回）に係る以下の文書

文書 6 0 H-II ロケット試験機 2 号機の打上げ整備作業において発生した不具合の状況及びこれに係わる措置内容について（安全 4-2）

文書 6 1 安全評価部会飛行安全分科会の調査審議結果（報告）（安全 4-3）

文書 6 2 H-II ロケット試験機 3 号機による宇宙実験・観測フリーフライヤ及び静止気象衛星 5 号の打上げに係る安全の確保について（報告）（安全 4-4）

平成 2 1 年 8 月 2 4 日宇宙開発委員会安全部会（平成 2 1 年第 6 回）に係る以下の文書

文書 6 3 第 6 回宇宙開発委員会安全部会議事録（案）（安全 6-1）

別表（原処分における本件対象文書の不開示部分及び不開示理由）

1 文書番号	2 不開示部分	3 不開示理由
文書 1	① 情報収集衛星の運用の実態を推定させる発言や衛星軌道を推定させる発言	法 5 条 3 号, 5 号及び 6 号
文書 2	② 警戒区域の範囲に関する発言	法 5 条 5 号及び 6 号
文書 3 ないし文書 6 2	③ 警戒区域の範囲に関する発言及び記述	法 5 条 3 号
文書 3 ないし文書 1 5 及び文書 2 7 ないし文書 5 0	④ 飛行安全に関する具体的な発言及び記述	
文書 3 ないし文書 1 5, 文書 1 7 ないし文書 4 4 及び文書 5 1 ないし文書 6 2	⑤ 地上安全に関する具体的な発言及び記述	
文書 3 ないし文書 1 5	⑥ 情報収集衛星の運用の実態の推定につながる発言及び記述	
文書 1 7 ないし文書 2 6, 文書 3 4 ないし文書 4 4 及び文書 5 1 ないし文書 5 9	⑦ ロケットに搭載する保安物の詳細	
文書 6 3	⑧ 警戒区域の範囲に関する記載, 飛行安全に関する具体的な記載, 情報収集衛星の運用の実態の推定につながる記載	法 5 条 3 号, 5 号及び 6 号
文書 3 ないし文書 1 5 及び文書 6 3	⑨ 個人又は発言者個人を特定する記述	法 5 条 1 号